

令和8年度 東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係るQ&A（診療所・訪問看護ステーション）

NO	区分	質問	回答
1	共通	医療機関等所在地は都内だが、開設者所在地が都外の場合も対象となりますか。	開設者所在地が都外でも、医療機関等所在地が都内の病院は対象になります。
2	共通	対象とならない開設主体はありますか。	都が開設している医療機関等が対象外です。
3	共通	申請時点で休止届、廃止届を出している場合は支給対象となるのでしょうか。	対象となりません。
4	共通	廃止された施設は支給対象外とありますが、廃止を予定している場合、どの時点まで運営を継続していることが必要なのでしょうか。	<p>●物価支援事業は医療機関等が目下の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和8年3月31日まで運営を継続していた場合は対象となります。</p> <p>●他方、賃上げ支援事業は確実な賃上げに繋げることを目的としているため、令和8年6月1日以降も運営され、本事業の実績報告期限となる同年8月7日まで運営を継続している施設を対象としますが、当該施設が同年8月6日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象として差し支え有りません。</p>
5	共通	消費税の仕入控除税額の報告は不要ですか。	本事業の対象は特定の設備等を購入するための補助金ではないため、不要です。
6	共通	本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。
7	共通	賃上げ支援事業又は物価支援事業のいずれか一方のみ申請することも可能か。	可能です。なお、物価支援事業については、より多くの施設にご利用いただける事業となっておりますので、ご希望がある場合は、申請漏れのないようご検討ください。
8	物価支援事業	医療機関等物価高騰緊急対策事業との関連はありますか。	本事業は、医療機関等物価高騰緊急対策事業とは別事業です。目下の物価高騰に迅速に対応するため、診療等に必要経費を新たに支給するものです。

令和8年度 東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係るQ&A（診療所・訪問看護ステーション）

NO	区分	質問	回答
9	物価支援事業	令和8年度も医療機関等物価高騰緊急対策事業は実施しますか。申請はいつですか。	実施に向けて準備中です。申請時期等の詳細は別途HP等でお知らせします。
10	物価支援事業	医療機関等物価高騰緊急対策事業との関連はありますか。	本事業は、医療機関等物価高騰緊急対策事業とは別事業です。目下の物価高騰に迅速に対応するため、診療等に必要な経費を新たに支給するものです。
11	物価支援事業	令和9年度も医療機関等物価高騰緊急対策事業は実施しますか。申請はいつですか。	実施に向けて準備中です。申請時期等の詳細は別途HP等でお知らせします。
12	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	賃金改善の方法について教えてください。	<p>●本事業の支給額を活用して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引上げを行うことが原則です。ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分について、一時金（例：臨時賞与）又は特別手当（例：インフレ手当）を支給する方法でも差し支えありません。</p> <p>●また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和8年4月及び5月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。</p> <p>●なお、一時金又は特別手当により実施した賃金改善の水準と、その後の基本給の引上げ又は毎月支払われる手当の水準は、必ずしも同一である必要はありません。ただし、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを継続的かつ確実な賃上げにつなげることを目的としているため、令和7年12月以降に開始した賃金改善については、令和8年4月以降も、基本給の引上げ又は毎月支払われる手当の支給により、継続的な賃金改善につなげてください。また、令和8年4月及び5月に実施した賃金改善の水準についても、令和8年6月1日以降、原則として維持又は拡大してください。</p>

令和8年度 東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係るQ&A（診療所・訪問看護ステーション）

NO	区分	質問	回答
13	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてください。	<p>●賃金改善の対象となるベースアップの内容には、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して増加する賞与、時間外手当及び法定福利費の事業主負担分が含まれます。</p> <p>●決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当が含まれます。一方で、次のような手当は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとに支払われるか否かが変動する手当 ・労働と直接的な関係が薄く、労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等） <p>●なお、恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当については、決まって毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。また、専ら健診部門で勤務する職員など、直接保険診療に携わっていない職員であっても、対象医療機関に勤務している場合には、賃金改善の対象に含めて差し支えありません。</p> <p>●法定福利費等の事業主負担分については、以下の計算式により簡便に算出することが可能です。</p> <p style="text-align: center;">（基本給等の引上げ分＋賞与の増額分＋時間外手当の増額分）×16.5%</p> <p>●賃金改善の対象となる支払いは、令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われるものです。</p> <p>●なお、就業規則等において、賃金又は基本給等の引上げに係る遡及分を翌月払いとしている場合には、翌月（令和8年1月から6月まで）に支払われるものを含めることも可能です。</p> <p>（参考）令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、夜勤職員の確保を行う観点から、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料による収入を、夜勤手当の増額に用いることを可能とすることが検討されています。</p>
14	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	基準単価を上回るベースアップを実施するのが難しいのですが、基準単価を上回るベースアップの実施は必須でしょうか。	基準単価を上回るベースアップを実施するようお願いいたします。
15	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するのでしょうか。	基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引き上げに含まれます。なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引き上げ分は含まれません。

令和8年度 東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係るQ&A（診療所・訪問看護ステーション）

NO	区分	質問	回答
16	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	賃金改善を行ったことを証明する書類（賃金台帳等）について、申請時に添付する必要がありますか。	申請の簡素化を図る観点から、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めておりませんが、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は保管するようにしてください。
17	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	要綱には「原則として、（中略）令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要がありますのでしょうか。	ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。
18	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	育休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるのでしょうか。	育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。
19	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	賃金改善の期間中に採用した職員への取扱いについて教えてください。	令和7年12月から令和8年5月までの間で採用した職員については、 ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は採用月から令和8年5月までの月数分 ・一時金や特別手当は採用月から令和8年3月までの月数分 は本事業の賃金改善に含まれます。
20	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	賃金改善の期間中に退職した職員への取扱いについて教えてください。	令和7年12月から令和8年5月までの間で退職した職員については、 ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和7年12月から退職月までの月数分 ・一時金や特別手当は令和7年12月から退職月まで（遅くとも令和8年3月まで）の月数分 は本事業の賃金改善に含まれます。

令和8年度 東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に係るQ&A（診療所・訪問看護ステーション）

NO	区分	質問	回答
21	賃上げ支援事業（診療所、訪問看護ステーション支援）	<p>交付要綱には「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法を教えてください。また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員はどのように取り扱うべきか教えてください。</p>	<p>●本規定は、令和7年12月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同水準が令和7年3月31日時点の水準と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合に適用できるものです。（例：令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、令和7年4月1日時点で対象職員のベースアップの水準が3.5%増となっており、当該水準のベースアップを令和7年12月から令和8年5月までの間継続していた場合は1.5%分×6ヶ月×対象職員数に本事業の支給額を充てることができます。）</p> <p>●2.0%を上回る部分の計算方法については、例えば、令和7年3月31日時点で在籍している対象職員の基本給（月額）と、令和7年12月時点で在籍している当該職員の基本給（月額）を比較し、令和7年3月31日時点の基本給（月額）の2.0%を超える部分を対象にすることが考えられます。なお、2.0%までの部分にはベースアップ評価料による賃金改善分も含まれていると見なしていますが、2.0%を上回る部分にベースアップ評価料による賃金改善分が含まれている場合には、当該部分を除いた額が対象となります。</p> <p>●また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員についても、令和7年12月時点の当該職員の基本給（月額）が、同一法人内における同一職種・同程度の経験年数、年齢及び役職の職員の令和7年3月31日時点の基本給（月額）と比較して2.0%を上回っている場合には、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分について、本事業の支給額を充てることができます。</p>